

令和3年10月12日

## 緊急事態宣言解除後の対応について

東遠地区生活支援センター  
サービス部

コロナウイルスの感染拡大が抑制され、静岡県においては緊急事態宣言が解除されました。今後はウィズコロナを前提とし、感染拡大の防止と社会活動の両立を持続していくことが重要となります。

当センターにおいては、静岡県の新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言の解除を踏まえ、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次の必要な措置等を行いながら、サービス提供をしてまいります。

### 1 外出を伴う支援について

外出する際は、できるだけ混雑している時間や場所を避けて密を避ける行動をする。大型商業施設（ららぽーと磐田、BiVi 藤枝、ザザシティ浜松、アピタ島田など）や映画館の利用や東海道本線、天竜浜名湖線、遠州鉄道、静岡鉄道を利用した静岡県内のサービスを実施する。歌唱については感染リスクが高まる事例を踏まえ、カラオケ店の利用は行わない。

### 2 飲食を伴う支援について

飲食する際は、「ふじのくに安全・安心（飲食店）認証」を受けた店舗や一定の感染対策を実施している店舗を利用する。できるだけ混雑する時間や場所を避けて、飲食時の黙食と会話時のマスク着用をする。

### 3 事業所での対策について

マスク着用、手指消毒、入室者の検温、室内の換気、共有箇所の消毒を実施し、感染しにくい職場環境を確保する。